産業廃棄物収集運搬業許可（新規・更新）申請書　記載例

様式第六号(第九条の二関係)

(第1面)

産業廃棄物収集運搬業許可申請書

××年×月×日

大分県知事　　殿

申請者　　**〒870-××××**
住　所　**大分県大分市大手町×丁目×番×号**
氏　名　**××××株式会社**
代表取締役　大分　太郎
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号　**097-×××-××××**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)	**汚泥、廃油、廃酸、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等、がれき類（以上７種類。ただし、特別管理産業廃棄物を除く。管理型産業廃棄物等については別紙チェック表のとおり）** **積替え・保管を含まない。**
事務所及び事業場の所在地	事務所　**〒870-××××　大分市大手町×丁目×番×号** 電話番号　**097-×××-××××** 事業場　**〒874-××××　別府市新別府×××番地** 電話番号　**0977-××-××××**
事業の用に供する施設の種類及び数量	**キャブオーバ　2台、ダンプ　1台、タンク車　1台** **蓋付ドラム缶　10個、ケミカルドラム缶　2個、** **フレコンバック　10個、プラスチックケース　1個**
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	所在地　大分県××市×× 産業廃棄物の種類　がれき類、廃プラスチック類、ガラスくず等 （**管理型産業廃棄物等**については別紙チェック表のとおり。） 保管上限　××㎥ 積み上げ高さ　××m **積替保管を行わない場合には、「なし」と記載する**
※事務処理欄	

（日本産業規格　A列４番）

既に処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合はその許可番号(申請中の場合には、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合には、申請年月日)
	大分県	**04422×××××× **
	福岡県	**04002×××××× **
	北海道	令和×年×月×日　申請中

複数許可を有する場合は別紙添付も可

申請者(個人である場合)

(ふりがな) 氏　　名	生　年　月　日	本　　籍 住　　所

(法人である場合)

(ふ　り　が　な) 名　　称	住　　所
××××(かぶしきがいしゃ)**株式会社**	**大分県大分市大手町×丁目×番×号**

法定代理人(申請者が法第14条第５項第２号ハに規定する未成年者である場合)

(個人である場合)

(ふりがな) 氏　　名	生　年　月　日	本　　籍 住　　所

(法人である場合)

(ふ　り　が　な) 名　　称	住　　所

役員（法定代理人が法人である場合）

(ふりがな) 氏　　名	生　年　月　日 役職名・呼称	本　　籍 住　　所

役員(申請者が法人である場合)

(ふりがな) 氏　　名	生　年　月　日 役職名・呼称	本　　籍 住　　所
(おおいた)**大分**　(たろう)**太郎**	**昭和30年3月1日**	**大分県大分市上野丘×丁目×番×号**
	代表取締役	**大分県大分市府内町×丁目×番×号**
(べっぷ)**別府**　(いちろう)**一郎**	**昭和35年3月1日**	**大分県別府市大字鶴見×××番地**
	取締役	**大分県別府市新別府×番×号**
(おおいた)**大分**　(じろう)**次郎**	**昭和40年3月1日**	**大分県大分市上野丘×丁目×番×号**
	取締役	**大分県大分市府内町×丁目×番×号**
(おおいた)**大分**　(さぶろう)**三郎**	**昭和45年3月1日**	**大分県大分市上野丘×丁目×番×号**
	監査役	**大分県大分市府内町×丁目×番×号**

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の総数	１０００　株		出資の額	１０００万円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額 割　　合	本　　籍 住　　所	
おおいた　たろう 大分　太郎	昭和30年3月1日	500　株 50　%	大分県大分市上野丘×丁目×番×号 大分県大分市府内町×丁目×番×号	
××けんせつかぶしきがいしゃ ××建設株式会社	代表取締役 べっぷ　じろう 別府　次郎	400　株 40　%	 大分県別府市新別府×番×号	
べっぷ　いちろう 別府　一郎	昭和35年3月1日	100　株 10　%	大分県別府市大字鶴見×××番地 大分県別府市新別府×番×号	

法人株主がある場合は、所在地と代表者（ふりがな）を記入すること

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏　　名	生　年　月　日 役職名・呼称	本　　籍 住　　所
おおいた　しろう 大分　四郎	昭和35年5月1日 別府支店長	大分県大分市上野丘×丁目×番×号 大分県大分市府内町×丁目×番×号

備考

1　※欄は記入しないこと。

2　「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

3　「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

4　都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

様式第六号の二（第九条の二関係）

（第１面）

事業計画の概要

１．事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

①　事業の概要

・大分県内の建設現場から出る廃棄物を収集し、中間処理場及び最終処分場に運搬する。
　一部の廃棄物は、自社積替保管場所にて積替え後に、中間処理場及び最終処分場に運搬する。

・大分県内の化学工場から出る汚泥等を収集し、中間処理場に運搬する。

・大分県内の学校施設から出る水銀使用製品産業廃棄物を収集し、中間処理場に運搬する。

②　営業範囲

・大分県、福岡県、北海道

２．取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物 の　種　類	運搬量 (t/月又は m³/月)	性状	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	汚泥	80m³/月	泥状	××化学(株) 大分県××市××	該当なし	(株)××クリーン 大分県××市××
2	廃油	5t/月	液状	同上	同上	同上
3	廃酸	1t/月	液状	同上	同上	同上
4	廃プラスチック類	20t/月	固体	（株）××産業 大分県××市×× 他　県内建設現場	同上	(株)××環境 大分県××市××
5	金属くず （管理型を含む）	10t/月	固体	同上	同上	同上
6	ガラスくず等	10t/月	固体	同上	同上	同上
7	がれき類	5t/月	固体	××建設（株） 大分県××市×× 他　県内建設現場	大分県××市××	××××（株） 大分県××市××
8	廃プラスチック類、ガラスくず等のうち管理型産業廃棄物	10t/月	固体	同上	同上	同上
9	石綿含有産業廃棄物	0.2t/月	固体	同上	該当なし	同上
10	水銀使用製品産業廃棄物	0.1t/月	固体	県内学校施設	同上	クリーン××（株） 福岡県××市××
11	水銀含有ばいじん等	0.1t/月	固体 液状	××化学（株） 大分県××市××	同上	（株）×リサイクル 北海道××市××

備考　取扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

（日本産業規格　Ａ列４番）

取り扱う産業廃棄物のチェック表

1　管理型産業廃棄物の取り扱い

種　　類	備考（管理型産業廃棄物の取り扱い）		
	管理型産業廃棄物の種類	含　む	含まない
廃プラスチック類	自動車等破砕物		○
	廃容器包装	○	
	廃プリント配線板	○	
金　属　く　ず	自動車等破砕物		○
	廃容器包装	○	
	廃プリント配線板	○	
	鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの	○	
	鉛製の管又は板であって不要物であるもの	○	
ガラスくず等	自動車等破砕物		○
	廃ブラウン管（側面部に限る）	○	
	廃石膏ボード	○	
	廃容器包装	○	

・自動車等破砕物　・・・　自動車（原動機付自転車を含む。）若しくは電気機械器具又はこれらのものの一部の破砕に伴って生じたものをいう。

・廃プリント配線板　・・　鉛を含むはんだが使用されているものに限る。

・廃 容 器 包 装　・・・　固形状又は液状の物の容器又は包装であって不要物であるもの（別表第五の下欄に掲げる物質又は有機性の物質が混入し、又は付着しないように分別して排出され、かつ、保管、収集、運搬、又は処分の際にこれらの物質が混入し又は付着したことがないものを除く。）をいう。

＊別表第五の下欄に掲げる物質

水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、ＰＣＢ、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、１・２－ジクロロエタン、１・１－ジクロロエチレン、シス－１・２－ジクロロエチレン、１・１・１－トリクロロエタン、１・１・２－トリクロロエタン、１・３－ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、１・４－ジオキサン

2　石綿含有産業廃棄物の取り扱い

種　　類	含　む	含まない
石綿含有産業廃棄物	○	

・工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の０．１パーセントを超えて含有するもの（廃石綿等を除く。）。

3　汚泥の取り扱い

種　　類	区　　分	含　む	含まない
汚　　泥	有機汚泥	○	
	無機汚泥	○	

・有機汚泥とは、活性汚泥法による処理後の汚泥、パルプ廃液から生ずる汚泥、動植物性原料を使用する各種製造業の廃水処理後に生ずる汚泥（動植物性残渣）、ビルピット汚泥など有機物を含む汚泥である。

・無機汚泥とは、土木工事現場や浄水場、金属メッキ工場などから出る廃汚水からの無機質のみの汚泥である。代表的なものとしては、赤でい、けい藻土かす、炭酸カルシウムかす、廃白土、浄水場の沈でん池より生ずる汚泥がある。

4　水銀使用製品産業廃棄物の取り扱い

種　　類	含　む	含まない
水銀使用製品産業廃棄物	○	

次の①～③の製品が産業廃棄物となったもの

①「新用途水銀使用製品の製造等に関する命令」（平成 27 年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第２号）第２条第１号又は第３号に該当する水銀使用製品のうち、①表 A,B の製品。

②　①の製品を材料又は部品として用いて製造される組込製品（①の製品名の後に※印がある製品を材料又は部品として用いて製造される組込製品及び顔料が塗布された製品を除く。）

③　②のほか、水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている水銀使用製品

① 表A. 水銀使用の表示の有無によらず対象となる製品

製品		判別方法	水銀回収義務
一次電池			
	水銀電池	品番が「NR」「MR」で始まるもの。	
	空気亜鉛電池	品番が「PR」で始まるもの・空気穴が開いているもので、且つ国内メーカーのものであれば、水銀が使用されていると考えられる。	
蛍光ランプ(※)			
	直管形、環形、角形、コンパクト形	(品番が「F」で始まるものを含むすべてのもの)	
	電球形蛍光ランプ	(品番が「EF」で始まるものを含むすべてのもの)	
	無電極、冷陰極、外部電極	日本照明工業会「事業者向け水銀使用ランプの分別・回収及び排出について注1」を参照。	
HIDランプ(※)、放電ランプ(※)		日本照明工業会「事業者向け水銀使用ランプの分別・回収及び排出について注1」を参照。	
農薬		包装等に成分の表示あり。昭和48年以降は使用禁止。	
気圧計、湿度計、ガラス製温度計、水銀体温計、水銀式血圧計、握力計		目視で金属水銀の封入が確認可能。	○
液柱形圧力計、弾性圧力計(※)注2、圧力伝送器(※)注2、真空計(※)、水銀充満圧力式温度計(※)		目盛板又は銘板で情報提供されている例が多い。その他説明書、カタログ、メーカーHPで確認可能。	○
温度定点セル		説明書等の記載を参照。	
顔料(※)		名称(水銀朱、辰砂)から判別可能。	
ボイラ(二流体サイクルに用いられるものに限る)、水銀抵抗原器、周波数標準機(※)		特殊品のため水銀含有は自明。	
灯台の回転装置、水銀トリム・ヒール調整装置、差圧式流量計、傾斜計		特殊品のため水銀含有は自明。	○
参照電極		使用目的から水銀含有は自明。	
医薬品			
	チメロサールを含む医薬品	添付文書に記載。	
	マーキュロクロムを含む医薬品	有効成分の表示あり。名称からも判別可能。	
	塩化第二水銀を含む医薬品	成分表示、名称、又は用途から判別可能。	
水銀等の製剤		毒劇法に基づき包装等に成分の表示あり。	

注)1 日本照明工業会「事業者向け水銀使用ランプの分別・回収及び排出について」 http://www.jlma.or.jp/kankyo/suigin/jigyo.htm#shu
注)2 ダイアフラム式のものに限る。

表B. 水銀が目視で確認できる場合に対象となる製品

製品	判別方法	水銀回収義務
スイッチ及びリレー(※)	目視で金属水銀の封入が確認可能なものがある。	○

5　水銀含有ばいじん等の取り扱い

種　　類	含　む	含まない
水銀含有ばいじん等	○	

水銀含有ばいじん等（産業廃棄物）

水銀含有ばいじん等の対象

水銀又はその化合物に汚染されたものが廃棄物となったものが水銀汚染物ですが、そのうち、特別管理産業廃棄物に該当しない廃棄物で、次の条件に該当するものが水銀含有ばいじん等として扱われます。また、水銀を一定以上含む水銀含有ばいじん等は、その処分・再生時に水銀回収が義務付けられています。

廃棄物の種類	水銀含有ばいじん等の対象	水銀回収義務の対象
燃え殻、鉱さい、ばいじん、汚泥	水銀注を15mg/kgを超えて含有するもの	水銀注を1,000mg/kg以上含有するもの
廃酸・廃アルカリ	水銀注を15mg/Lを超えて含有するもの	水銀注を1,000mg/L以上含有するもの

注　水銀化合物に含まれる水銀を含む。

取り扱う産業廃棄物のチェック表（積替保管）

積替保管を行う場合は、別途作成すること。

1　管理型産業廃棄物の取り扱い

種　　類	備考（管理型産業廃棄物の取り扱い）		
	管理型産業廃棄物の種類	含　む	含まない
廃プラスチック類	自動車等破砕物		○
	廃容器包装	○	
	廃プリント配線板	○	
金　属　く　ず	自動車等破砕物		
	廃容器包装		
	廃プリント配線板		
	鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの		
	鉛製の管又は板であって不要物であるもの		
ガラスくず等	自動車等破砕物		○
	廃ブラウン管（側面部に限る）	○	
	廃石膏ボード	○	
	廃容器包装	○	

・自動車等破砕物　・・・　自動車（原動機付自転車を含む。）若しくは電気機械器具又はこれらのものの一部の破砕に伴って生じたものをいう。

・廃プリント配線板　・・　鉛を含むはんだが使用されているものに限る。

・廃 容 器 包 装　・・・　固形状又は液状の物の容器又は包装であって不要物であるもの（別表第五の下欄に掲げる物質又は有機性の物質が混入し、又は付着しないように分別して排出され、かつ、保管、収集、運搬、又は処分の際にこれらの物質が混入し又は付着したことがないものを除く。）をいう。

＊別表第五の下欄に掲げる物質

水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、ＰＣＢ、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、１・２－ジクロロエタン、１・１－ジクロロエチレン、シス－１・２－ジクロロエチレン、１・１・１－トリクロロエタン、１・１・２－トリクロロエタン、１・３－ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、１・４－ジオキサン

2　石綿含有産業廃棄物の取り扱い

種　　類	含　む	含まない
石綿含有産業廃棄物		○

・工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の０．１パーセントを超えて含有するもの（廃石綿等を除く。）。

3　汚泥の取り扱い

種　　類	区　　分	含　む	含まない
汚　　泥	有機汚泥		
	無機汚泥		

・有機汚泥とは、活性汚泥法による処理後の汚泥、パルプ廃液から生ずる汚泥、動植物性原料を使用する各種製造業の廃水処理後に生ずる汚泥（動植物性残渣）、ビルピット汚泥など有機物を含む汚泥である。

・無機汚泥とは、土木工事現場や浄水場、金属メッキ工場などから出る廃汚水からの無機質のみの汚泥である。代表的なものとしては、赤でい、けい藻土かす、炭酸カルシウムかす、廃白土、浄水場の沈でん池より生ずる汚泥がある。

4　水銀使用製品産業廃棄物の取り扱い

種　　類	含　む	含まない
水銀使用製品産業廃棄物		○

次の①～③の製品が産業廃棄物となったもの

①「新用途水銀使用製品の製造等に関する命令」（平成 27 年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第２号）第２条第１号又は第３号に該当する水銀使用製品のうち、①表 A,B の製品。

②　①の製品を材料又は部品として用いて製造される組込製品（①の製品名の後に※印がある製品を材料又は部品として用いて製造される組込製品及び顔料が塗布された製品を除く。）

③　②のほか、水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている水銀使用製品

① 表A．水銀使用の表示の有無によらず対象となる製品

製品		判別方法	水銀回収義務
一次電池			
	水銀電池	品番が「NR」「MR」で始まるもの。	
	空気亜鉛電池	品番が「PR」で始まるもの・空気穴が開いているもので、且つ国内メーカーのものであれば、水銀が使用されていると考えられる。	
蛍光ランプ(※)			
	直管形、環形、角形、コンパクト形	（品番が「F」で始まるものを含むすべてのもの）	
	電球形蛍光ランプ	（品番が「EF」で始まるものを含むすべてのもの）	
	無電極、冷陰極、外部電極	日本照明工業会「事業者向け水銀使用ランプの分別・回収及び排出について注1」を参照。	
HIDランプ(※)、放電ランプ(※)		日本照明工業会「事業者向け水銀使用ランプの分別・回収及び排出について注1」を参照。	
農薬		包装等に成分の表示あり。昭和48年以降は使用禁止。	
気圧計、湿度計、ガラス製温度計、水銀体温計、水銀式血圧計、握力計		目視で金属水銀の封入が確認可能。	○
液柱形圧力計、弾性圧力計(※)注2、圧力伝送器(※)注2、真空計(※)、水銀充満圧力式温度計(※)		目盛板又は銘板で情報提供されている例が多い。その他説明書、カタログ、メーカーHPで確認可能。	○
温度定点セル		説明書等の記載を参照。	
顔料(※)		名称(水銀朱、辰砂)から判別可能。	
ボイラ(二流体サイクルに用いられるものに限る)、水銀抵抗原器、周波数標準機(※)		特殊品のため水銀含有は自明。	
灯台の回転装置、水銀トリム・ヒール調整装置、差圧式流量計、傾斜計		特殊品のため水銀含有は自明。	○
参照電極		使用目的から水銀含有は自明。	
医薬品			
	チメロサールを含む医薬品	添付文書に記載。	
	マーキュロクロムを含む医薬品	有効成分の表示あり。名称からも判別可能。	
	塩化第二水銀を含む医薬品	成分表示、名称、又は用途から判別可能。	
水銀等の製剤		毒劇法に基づき包装等に成分の表示あり。	

注）1 日本照明工業会「事業者向け水銀使用ランプの分別・回収及び排出について」 http://www.jlma.or.jp/kankyo/suigin/jigyo.htm#shu
注）2 ダイアフラム式のものに限る。

表B．水銀が目視で確認できる場合に対象となる製品

製品	判別方法	水銀回収義務
スイッチ及びリレー(※)	目視で金属水銀の封入が確認可能なものがある。	○

5　水銀含有ばいじん等の取り扱い

種　　類	含　む	含まない
水銀含有ばいじん等		○

水銀含有ばいじん等（産業廃棄物）

水銀含有ばいじん等の対象

水銀又はその化合物に汚染されたものが廃棄物となったものが水銀汚染物ですが、そのうち、特別管理産業廃棄物に該当しない廃棄物で、次の条件に該当するものが水銀含有ばいじん等として扱われます。また、水銀を一定以上含む水銀含有ばいじん等は、その処分・再生時に水銀回収が義務付けられています。

廃棄物の種類	水銀含有ばいじん等の対象	水銀回収義務の対象
燃え殻、鉱さい、ばいじん、汚泥	水銀注を15mg/kgを超えて含有するもの	水銀注を1,000mg/kg以上含有するもの
廃酸・廃アルカリ	水銀注を15mg/Lを超えて含有するもの	水銀注を1,000mg/L以上含有するもの

注　水銀化合物に含まれる水銀を含む。

３．運搬施設の概要
(1) 運搬車両一覧

	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	キャブオーバ	大分×あ××××	1,000 kg	××××株式会社	
2	キャブオーバ	大分×い××××	1,500kg	××××株式会社	
3	ダンプ	福岡×う××××	3,000kg	株式会社××運輸	
4	タンク車	大分×え××××	10,000kg	××××株式会社	
5					
6					
7					
8					
9					
１０					

事務所の所在地	大分市大手町×丁目×番×号
駐車場の所在地	別府市新別府×××番地 ※　付近の見取図を添付すること。

(2) その他の運搬施設の概要

運搬容器等の名称	用　　途	容　　量	備　　考
蓋付ドラム缶	汚泥、廃油、水銀含有ばいじん等	200L	10 個
ケミカルドラム缶	廃酸	200L	2 個
フレコンバック	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等、がれき類、石綿含有産業廃棄物	1 ㎥	10 個
プラスチックケース	水銀使用製品産業廃棄物	1.3m×0.3m×0.3m	1 個

積替保管を行う場合は、記載すること。

(3) 積替施設又は保管施設の概要

① 所在地
大分県××市××

② 概要

積換・保管を行う産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類	能力		構造（材質）			保管上限	
	面積（㎡）	容量（㎥）	床	側壁	屋根	積み上げ高さ（m）	1 日あたりの平均搬出量×7 日分
がれき類	××	××	コンクリート	コンクリート	なし	××	○t×7 日＝○○t
廃プラスチック類、ガラスくず等のうち管理型産業廃棄物	××	××	コンクリート	コンクリート	スレート	－（屋内）	○t×7 日＝○○t

※ 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。

４．収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

(1) 車両ごとの用途

① キャブオーバ

汚泥、廃油、廃酸、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等、がれき類

（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含む。）

（※蓋付きドラム缶、ケミカルドラム缶、フレコンバック、プラスチックケースを使用）

② ダンプ

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等、がれき類

（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含まない。）

（※フレコンバックを使用）

③ タンク車

汚泥

（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含まない。）

(2) 収集運搬業務を行う時間

9 時～17 時（休憩　12 時～13 時）

(3) 休業日

日曜、祝祭日、年末年始（12 月 28 日～1 月 3 日）

従業員数の内訳

××年××月××日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第６条の 10 で準用する第４条の７に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合　計
４人	１人	０人	１人	５人	５人 （運転手２人と兼務）	０人	１４人

５．環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

（1）運搬に際し講ずる措置

・道路交通法を遵守し、著しい騒音や振動が発生しないように注意する。
・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等、がれき類はキャブオーバ及びダンプに積載後、荷台にシート掛けを行い、飛散・流出を防止する。必要に応じ、フレコンバックを使用する。
・汚泥、廃油は蓋付きドラム缶に収納し、キャブオーバに積載後、ロープで固定することで、飛散・流出を防止する。必要に応じてシートで覆う。
・廃酸はケミカルドラム缶に収納し、キャブオーバに積載後、ロープで固定することで、飛散・流出を防止する。必要に応じてシートで覆う。
・臭気のある汚泥は、タンク車で収集し、悪臭等が漏洩しないように注意して運搬する。
・石綿含有産業廃棄物は、他の廃棄物と混ざらないようにフレコンバックに入れて運搬し、飛散・流出・混合を防止する。
・石綿含有産業廃棄物は、切断や破砕を行わず原形のまま運搬する。やむをえずに切断等を行う場合は、散水等により十分に湿潤化した上で、積込みに必要な最小限度の破砕又は切断を行う。
・水銀使用製品産業廃棄物は、他の廃棄物と混ざらないようにプラスチックケースに入れ、破損しないように運搬する。
・水銀含有ばいじん等は、蓋付きドラム缶に収納し、キャブオーバに積載後、ロープで固定することで、飛散・流出を防止する。高温にさらされないよう、必要に応じてシート等で覆う。

積替保管を行う場合は、記載すること。

（2）積替施設又は保管施設において講ずる措置

・保管場所には囲いを設け、作業を行わないときは施錠して第三者が立ち入れないようにする。
・積替え作業を行う際には、飛散・流出しないよう散水し、周りに人がいないことを確認した上で、慎重に作業を行う。また、強風、大雨の際には作業をしない。
・地下浸透の防止のため、コンクリート製の床を設ける。
・管理型産業廃棄物については、降雨を防ぐため、屋根の下で保管する。
・安定型産業廃棄物と管理型産業廃棄物が混合しないよう、コンクリート製の壁で保管場所を区切る。

（第６面）

運搬車両の写真

車両ごとに作成すること。

<table>
<tr><td>自動車登録番号又は車両番号</td><td>大分×あ××××</td></tr>
<tr><td>前面写真</td><td>写真の方向等について図示するのが望ましい。

注意事項
・車両の前面（真正面）を撮影すること。
・ナンバープレートが確認できること。</td></tr>
<tr><td>側面写真</td><td>注意事項
・車両の側面（真横）を撮影すること。
・名称等の車体の表示が確認できること。
（既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」、「会社名（事業者名）」、「許可番号」）が表示されていること。
車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付すること。）

撮影　××年×月×日</td></tr>
</table>

（第７面）

運搬容器等の写真

運搬容器等の名称	**蓋付ドラム缶**	用途	**汚泥、廃油、水銀含有ばいじん等**
注意事項 ・容器等の全体が写るように撮影すること。			
		撮影	××年×月×日

運搬容器等の名称	**ケミカルドラム缶**	用途	**廃酸**
注意事項 ・容器等の全体が写るように撮影すること。			
		撮影	××年×月×日

事業の開始に要する資金が必要無い場合は
「既存の施設等があり、新たな資金は必要ない。」と記載する。

（第８面）

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法		
内訳		金額（千円）
事業の開始に要する資金の総額		20,500
	土地	**購入費**　5,000
	事務所	**造成費**　2,500　**建設費**　5,000
	収集運搬車両	**購入費**　2,000
	積替保管施設	**造成費**　2,000　**建設費**　4,000
調達方法	自己資金	10,000
	借入金	10,500
	（借入先名）	
	〇〇銀行	10,500
	その他	
	増資	

備考　内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること

個人で申請する場合のみ必要

（第９面）

資 産 に 関 す る 調 書（個人用） ××年×月×日現在			
資産の種別	内　　容	数　　量	価格、金額（千円）
現金預金	○○銀行預金		3,000
有価証券			
未収入金			
売 掛 金			
受取手形			
土　　地	自宅宅地 駐車場土地	110㎡	20,000
建　　物	自宅	1棟	12,000
備　　品			
車　　両	ダンプ	1台	3,000
そ の 他			
資　　産　　計			38,000
負債の種別	内　　容	数　　量	価格、金額（千円）
長期借入金	○×銀行		19,000
短期借入金	△□銀行		500
未 払 金			
預 り 金			
前 受 金			
買 掛 金			
支払手形			
そ の 他			
負　　債　　計			19,500

誓　約　書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第５項第２号イからへに該当しない者であることを誓約します。

××年×月×日

大 分 県 知 事　　様

申請者

住所　大分**県大分市大手町×丁目×番×号**

氏名　**××××株式会社**

代表取締役　大分　太郎

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）